

## 六価クロム化合物に係る排水基準が 変更されます

令和6年(2024年)4月1日、「下水道法施行令の一部を改正する政令」の施行により、下水道法施行令第9条の4第1項第5号において特定事業場から公共下水道等に排除される下水に含まれる六価クロム化合物に係る排水基準が、0.5mg/l以下から0.2mg/l以下に変更されます。

六価クロム化合物を含む排水を公共下水道へ排出する事業者は、排水基準を遵守するよう対応をお願いします。

### **下水道法施行令第9条の4第1項第5号 新旧対照表**

改正前 (R6.3.31まで)	改正後 (R6.4.1から)
六価クロム化合物	六価クロム化合物
一リットルにつき 六価クロム〇・五ミリグラム以下	一リットルにつき <b>六価クロム〇・二ミリグラム以下</b>

#### **問い合わせ先**

鎌倉市都市整備部浄化センター水質管理担当 TEL : 0467-46-8001

yamasui@city.kamakura.kanagawa.jp